

鳥取県告示第 858 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字坂ノ谷770、771の1から771の4まで、772の1、772の2、773の1、774の1、774の2、775、776の1、777の1から777の12まで、777の15、777の17、777の19、777の23、785、786の1から786の3まで、787の1から787の20まで、787の23、787の31、788の1、788の2、789の1、790、791、791の1、字立茅ノ谷805の1から805の6まで、805の7（次の図に示す部分に限る。）、805の8から805の15まで、805の20、805の22、805の28、806の1から806の3まで、806の9、807、808の1、808の2、809の1、809の2、810から818まで、字笠木谷819から829まで、830の1、831の1から831の20まで、831の22、831の26、831の28、831の30、831の32、831の34、831の36、831の37、831の39、831の40、832、832の1、833の1、833の3、834の1、834の2、835、836の1から836の3まで、836の5、837の1、837の2、838の1、838の2、839、840の1、840の2、841の1、841の2、842、843

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）